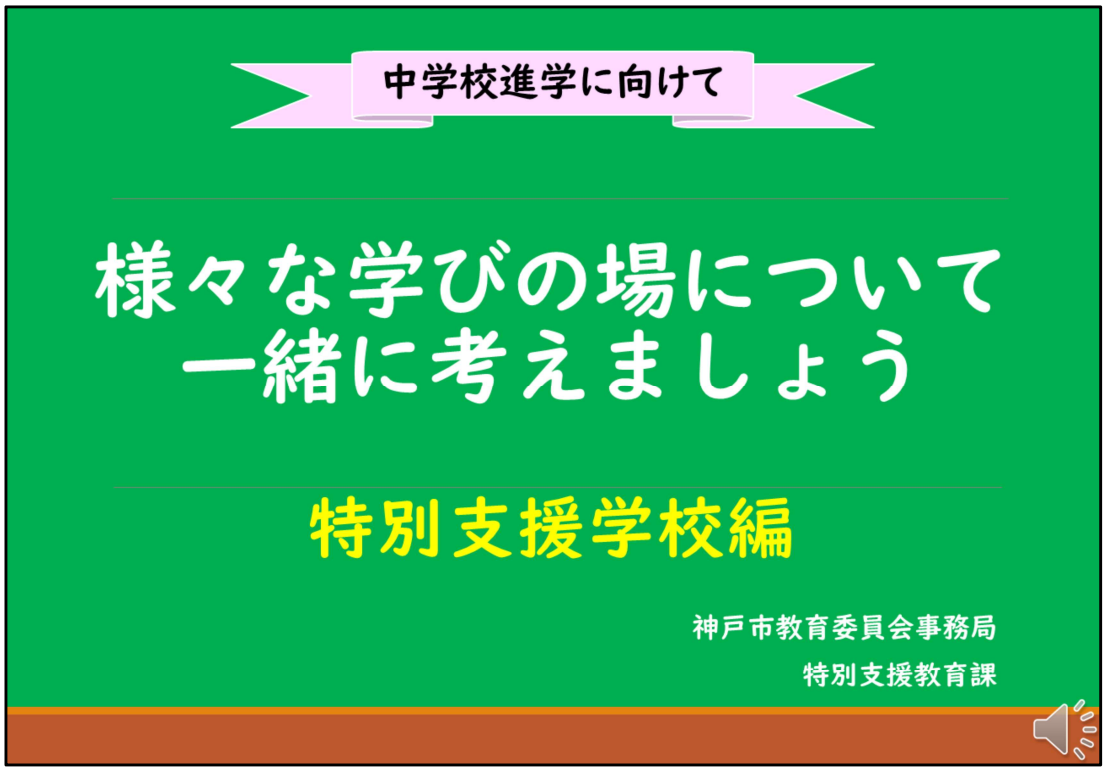

保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、特別支援学校についてお伝えします。

特別支援学校では、障害のある子供への、自立や社会参加に向けて、特別の教育課程を編成して指導を行います。

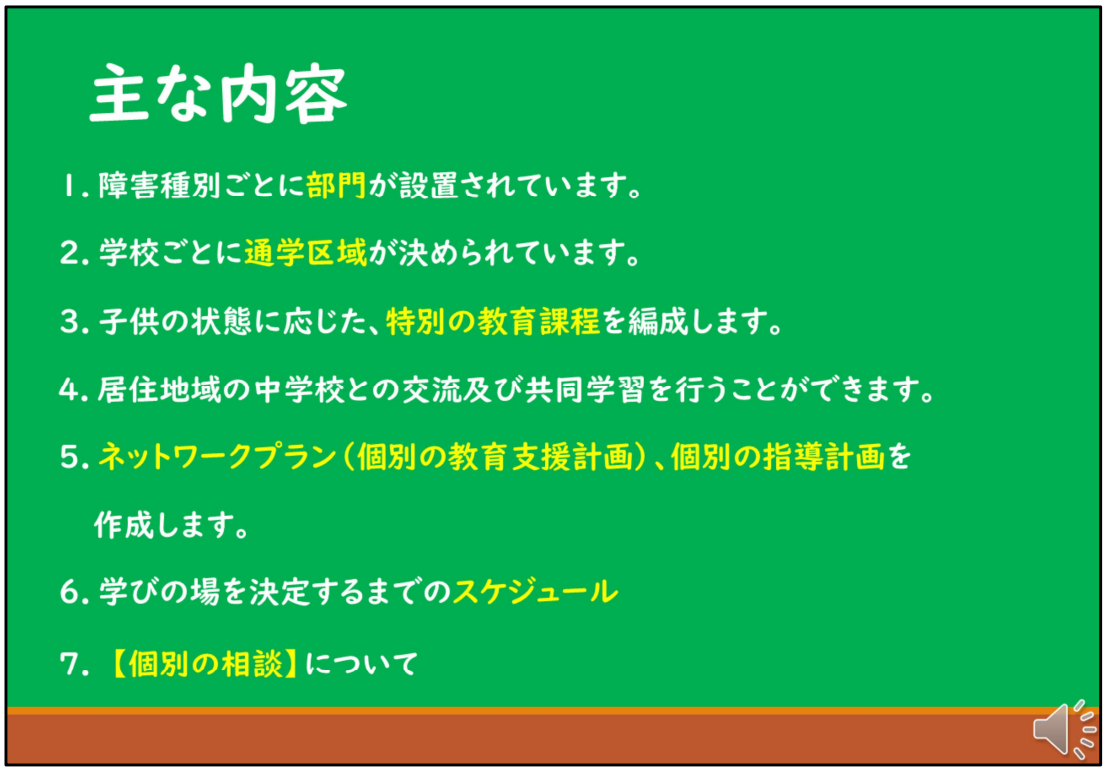

この動画でお伝えするのは、次の7つの内容です。

障害種別ごとに部門が設置されていることについて
通学区域について
特別の教育課程の編成について
居住区の中学校での交流及び共同学習について
ネットワークプランと個別の指導計画について
学びの場を決定するまでのスケジュールについて
最後に、中学校進学に向けた【個別の相談】についてです。

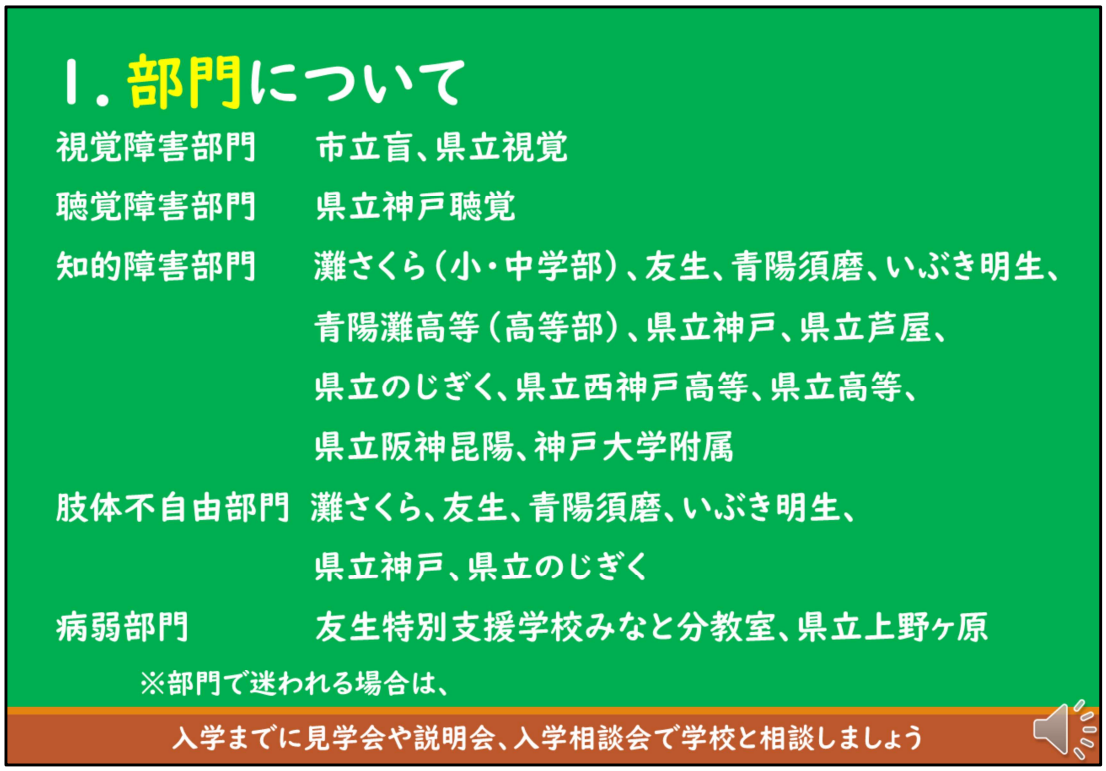

それでは、特別支援学校の部門について説明します。

視覚障害部門のある学校は、市立盲学校、兵庫県立視覚特別支援学校です。
聴覚障害部門のある学校は、兵庫県立神戸聴覚特別支援学校です。

知的障害部門のある学校は、灘さくら支援学校（小・中学部のみ）、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、青陽灘高等支援学校です。
青陽灘高等支援学校は、高等部のみの学校です。

また、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立芦屋特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校、兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校、神戸大学附属特別支援学校にも知的障害部門があります。

兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校は、高等部のみの学校です。

肢体不自由部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校です。

病弱部門は、友生支援学校みなと分教室、兵庫県立上野ヶ原特別支援学校です。

お子様がどの部門に該当するか迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう。

特別支援学校の対象となる程度

各部門の対象となる障害の程度は「学校教育法施行令22条の3」では、次の表に掲げるとおりとなっています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

なお、特別支援学校の各部門の対象となる子供の障害の程度は、「学校教育法施行令22条の3」によって定められています。

2. 通学区域について

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
① ※	灘さくら 支援学校	知的 小・中 肢体 小・中・高	神戸市灘区摩耶海岸通 2−2−2 (078)802-1200	(知)東灘区【本山・住吉・御影・向洋中学校区】・灘・中央区 (肢)東灘・灘・中央区
②	青陽灘 高等支援学校	知的 高のみ	神戸市灘区岩屋北町 6−1−1 (078)871-1800	東灘区【本山・住吉・御影・向洋中学校区】 灘・中央区
③	盲学校	視覚 幼・小・中・高 視覚通級 幼小・中 専攻科	神戸市中央区東川崎町 1−4−2 (078)360-1133	神戸市内全域
④ ※	友生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高 院内 小・中 病弱訪問 小・中・高	神戸市兵庫区夢野町 1−1 (078)576-6120	兵庫・長田区 (院内)兵庫県立こども病院 (病弱訪問)神戸市内全域
⑤ ※	青陽須磨 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市須磨区西落合 1−1−4 (078)793-1006	須磨区 垂水区【桃山台・塩屋・福田・垂水・垂水東中学校区】

次に、特別支援学校の通学区域について説明します。

この通学区域を基準として、入学できる学校が決まっています。
中学校の校区を参考にして、お子様が通える特別支援学校をご確認ください。
その際は、部門についても確認してください。

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑥ ※	いぶき明生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区井吹台西町 7－1 (078)997-6311	垂水区【歌敷山・星陵台・多聞東・本多聞・舞子・神陵台中学校区】 西区【太山寺・長坂・井吹台・伊川谷・櫨谷・玉津・王塚台・平野・西神・岩岡中学校区】
⑦	県立芦屋 特別支援学校	知的 小・中・高	芦屋市陽光町8－37 (0797)25-5311	東灘区 【本庄・魚崎・本山南中学校区】
⑧	県立神戸 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市北区大脇台10－1 (078)592-6767	北区
⑨	県立のじぎく 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区北山台 2－566－134 (078)994-0196	西区【押部谷・神出・桜が丘中学校区】
⑩	県立神戸 聴覚特別支援学校	聴覚 保・幼・小・中・高 難聴通級 小・中 専攻科	神戸市垂水区福田 1－3－1 (078)709-9301	県内全域
⑪	県立視覚 特別支援学校	視覚 幼・小・中・高 専攻科	神戸市垂水区城が山 4－2－1 (078)751-3291	県内全域
⑫	県立西神戸 高等特別支援学校	知的 高のみ	神戸市西区押部谷町高和 1557－1 (078)991-2050	県内全域(選抜)

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑬	県立上野ヶ原 特別支援学校	病弱 小・中	三田市大原梅の木 1546－6 (079)563-3434	県立ひょうごこころの 医療センター分教室 県立リハビリテーション 中央病院訪問学級
⑭	県立高等 特別支援学校	知的 高のみ	三田市大原梅の木 1546－6 (079)563-0689	県内全域(選抜)
⑮	県立阪神昆陽 特別支援学校	知的 高のみ	伊丹市池尻7－108	県内全域(選抜)
⑯	神戸大学附属 特別支援学校	知的 小・中・高	明石市大久保町 2752－4	県内全域(選抜)

①灘さくら支援学校 ④友生支援学校 ⑤青陽須磨支援学校 ⑥いぶき明生支援学校において肢体不自由部門がある場合、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法については、学校と相談してください。

なお、※印が付いていた
①灘さくら支援学校
④友生支援学校
⑤青陽須磨支援学校
⑥いぶき明生支援学校の、
肢体不自由部門では、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法は、入学する学校との相談で決まります。
お子様の状況について学校に伝えていただき、安全に通学ができるよう、話し合ってください。

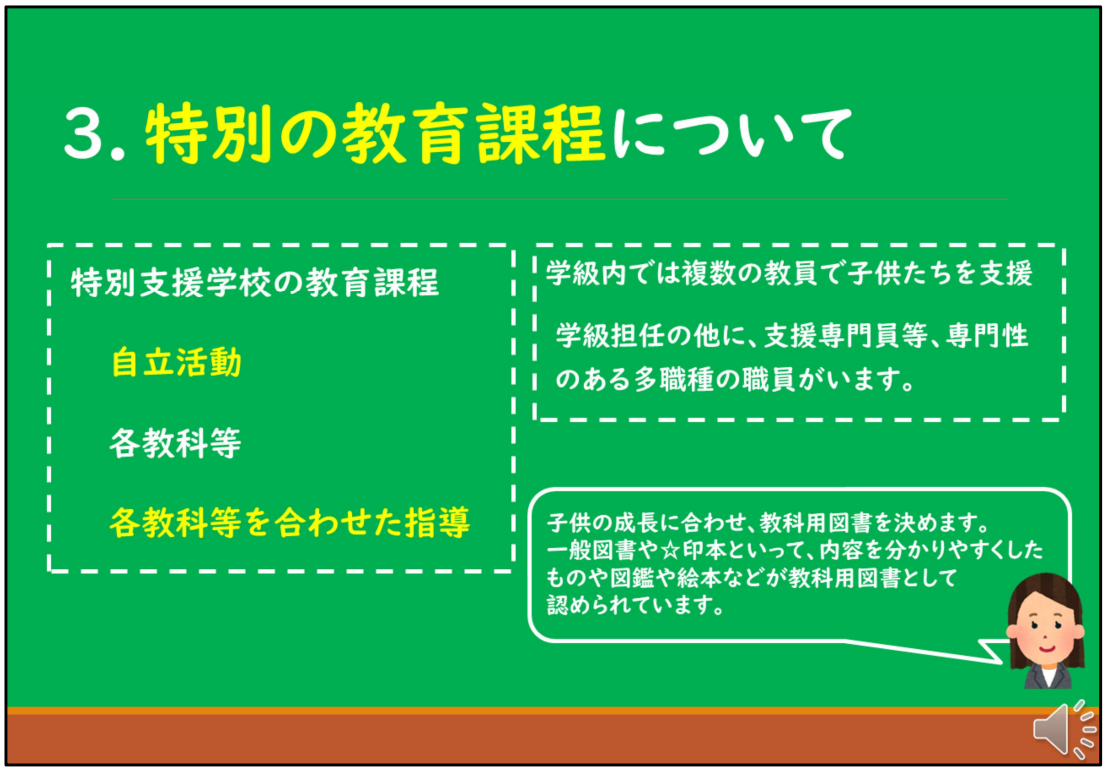

次に、特別支援学校の教育課程について説明します。

例えば、知的障害部門のある特別支援学校の対象は、学校教育法22条の3において「他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」となってます。この障害の程度に該当する子供が特別支援学校入学の対象となります。

そのため、特別支援学校には、特別支援学校の教育課程があります。
中学校の教育課程とは各教科等の内容も違います。
子供の状態に応じて考えられる自立活動という学習や、各教科等を合わせた指導という形態での学習を行います。

学級内では複数の教員で子供たちを支援します。
学級担任のほかに、障害児教育支援専門員など、特別支援教育の専門性のある多職種の職員がいます。

教科用図書は、子供の成長に合わせて決めます。
一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが
教科用図書として認められています。

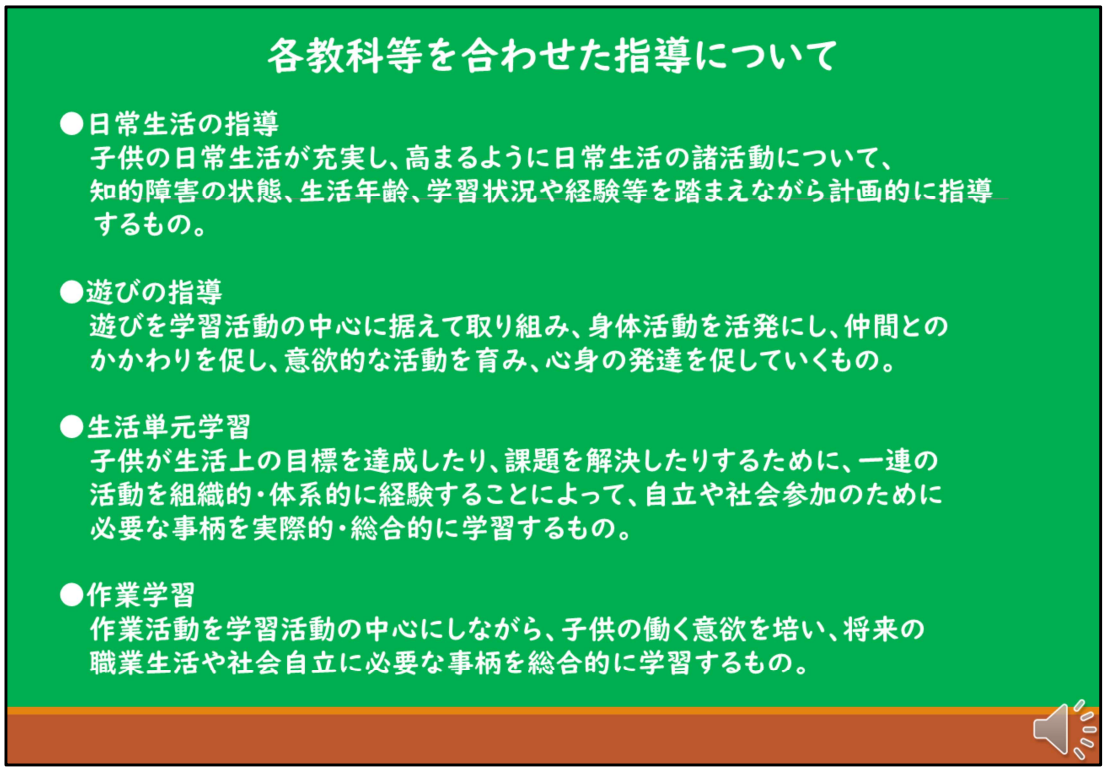

各教科等を合わせた指導について説明します。

1つ目は、日常生活の指導です。
子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

2つ目は、遊びの指導です。
遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

3つ目は、生活単元学習です。
子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

さいごに、作業学習です。
作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

学年や学級の状況、子供の課題に合わせて、必要に応じてこれらの指導を時間割の中に設定をします。
全員がこのすべての学習をするわけではありません。

特別支援学校の時間割の例について説明をします。

中学校の時間割と違って、子供たちが毎日の生活のリズムを整えたり、次の学習に対して見通しをもてたりできるような時間割になっています。

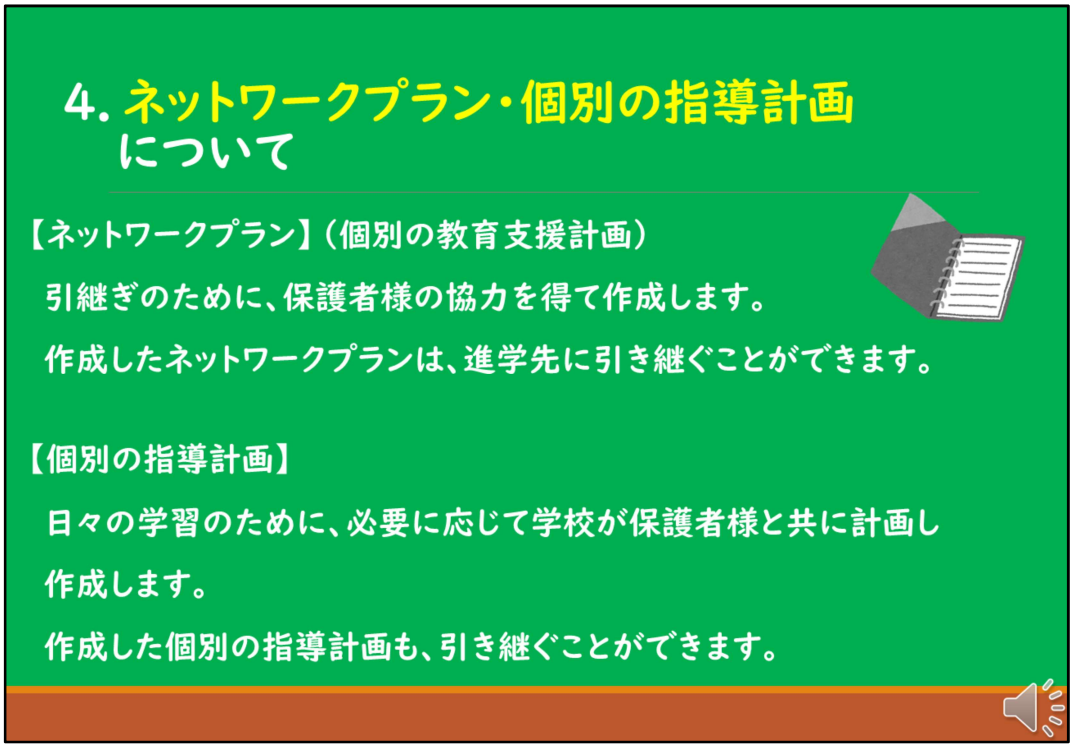

ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。

ネットワークプランは、支援の引き継ぎを目的として作成する資料で、お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。
これは、保護者様と学校が協力して作成するものです。
今のお子様の状態や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を目ざすものです。

もう１つの、個別の指導計画は、お子様の状態を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立てを学校が保護者様と共に計画し作成します。
こちらも次の学年に引き継ぐことができます。

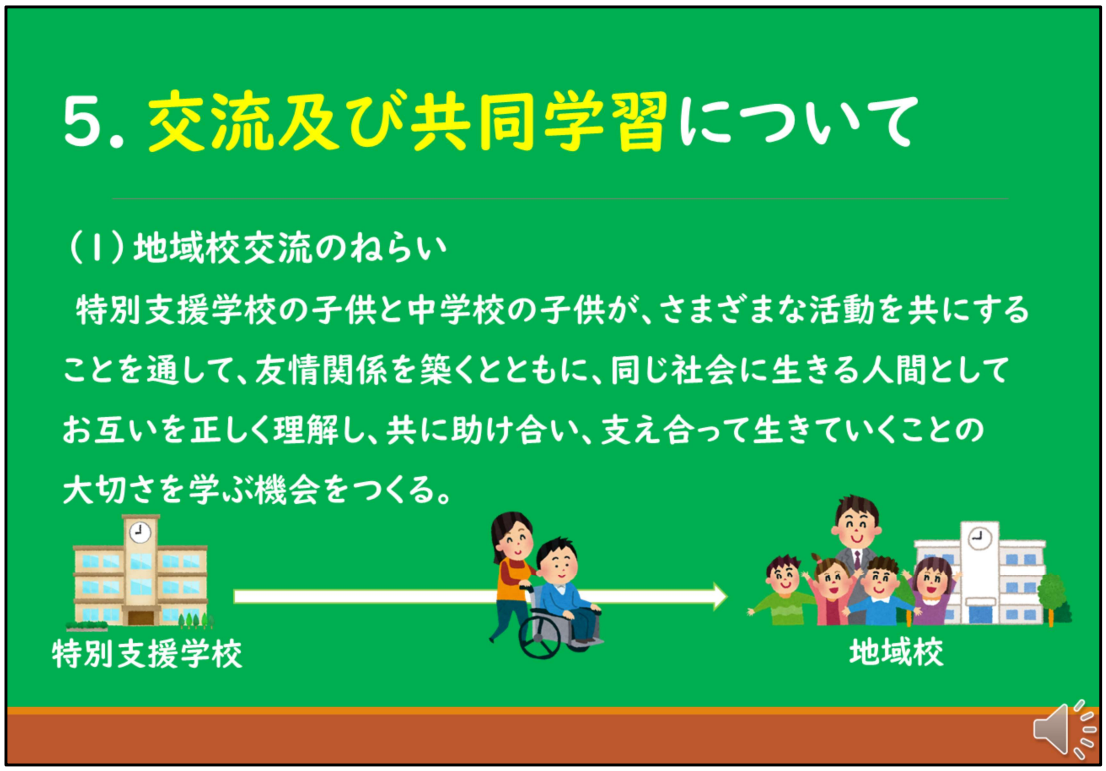

次に、交流及び共同学習について説明します。
これは、「地域校交流」という呼び名で、特別支援学校に入学後、地域の学校と交流を行うことを言います。

令和5年度より、入学した子供たちについては、居住地域の中学校に「副籍」を置くという仕組みになっています。

特別支援学校の子供と中学校の子供が、さまざまな活動を共にすることで友情関係を築くとともに、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会をつくることを目的としています。

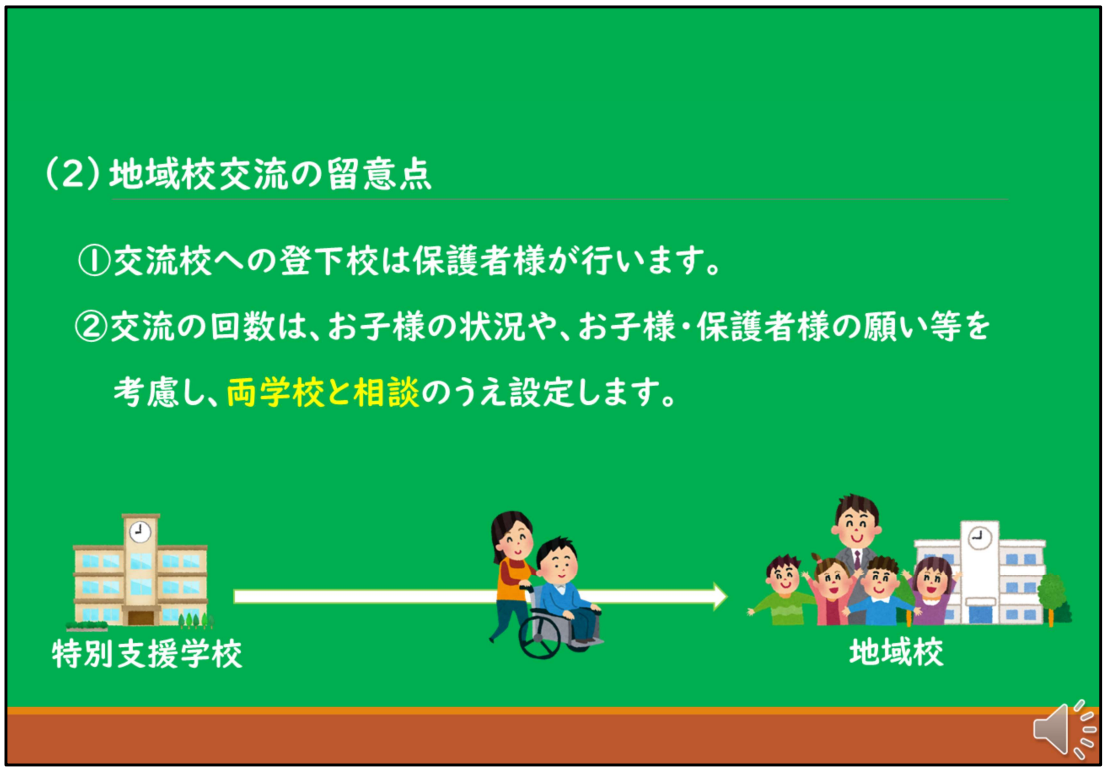

地域校交流は、保護者様とお子様の希望がある場合に実施され、特別支援学校の教育課程に基づいて年間で計画が立てられます。

その際、交流校への登下校は保護者様に行っていただきます。

交流の回数は、お子様の状況や、お子様・保護者様の願い等を考慮して、両学校間が相談をし、設定します。

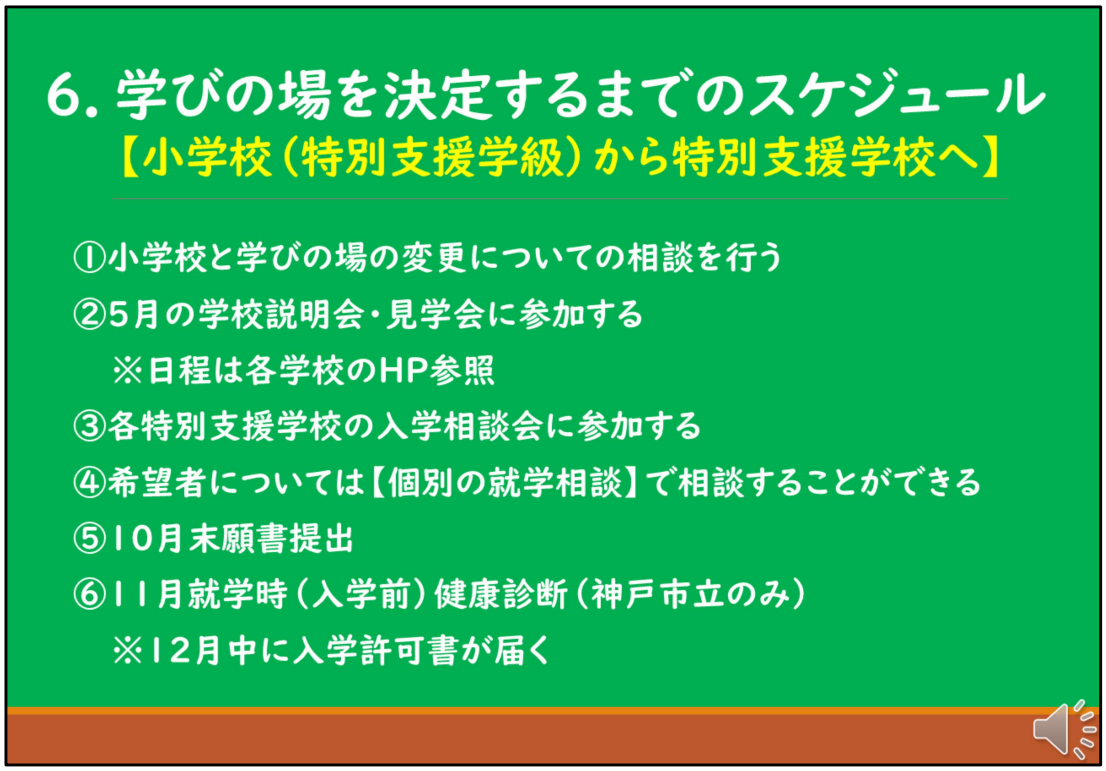

学びの場を決定するまでの基本的なスケジュールについてお伝えします。
特別支援学校は、学校ごとに学校見学会や説明会、入学相談の日が設定されています。

①まずは小学校と学びの場の変更についての相談を行います。
②特別支援学校では各学校の流れに沿って進めていただく必要があります。まずは、進学先となる各特別支援学校の学校説明会・見学会に参加し、
③その後の入学相談会に参加してください。
④学びの場の変更について、ご心配やご不安がある場合は【個別の相談】をお申込みください。
⑤その上で進学先を決定していただき、10月末には願書を提出し、
⑥11月に各校で行われる就学時（入学前）健康診断を受けていただきます。
　※健康診断受診後、12月中に入学許可書が届き、入学が決定となります。

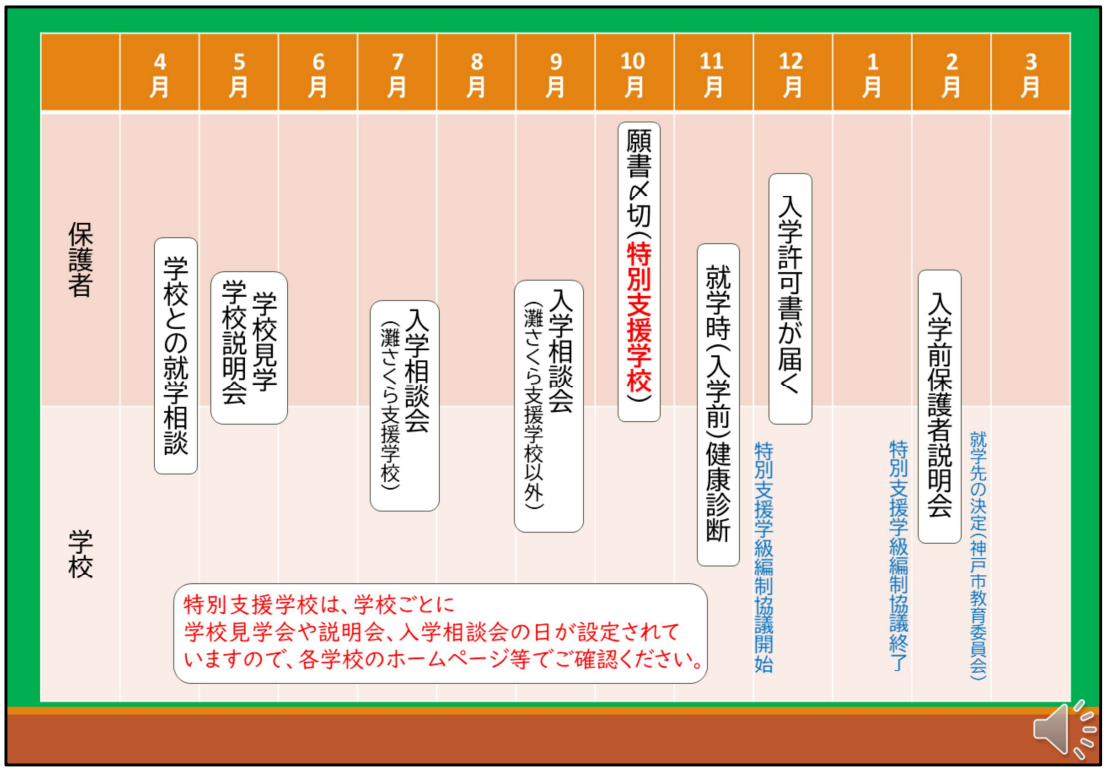

先ほど説明をした内容をカレンダーに示すとこのようになります。

特別支援学校は、学校ごとに学校見学会や、入学説明会の日が設定されていますので、各学校のホームページ等をご確認の上ご参加ください。

相談センターで実施する、中学校進学に向けた【個別の相談】は、8月からとなります。

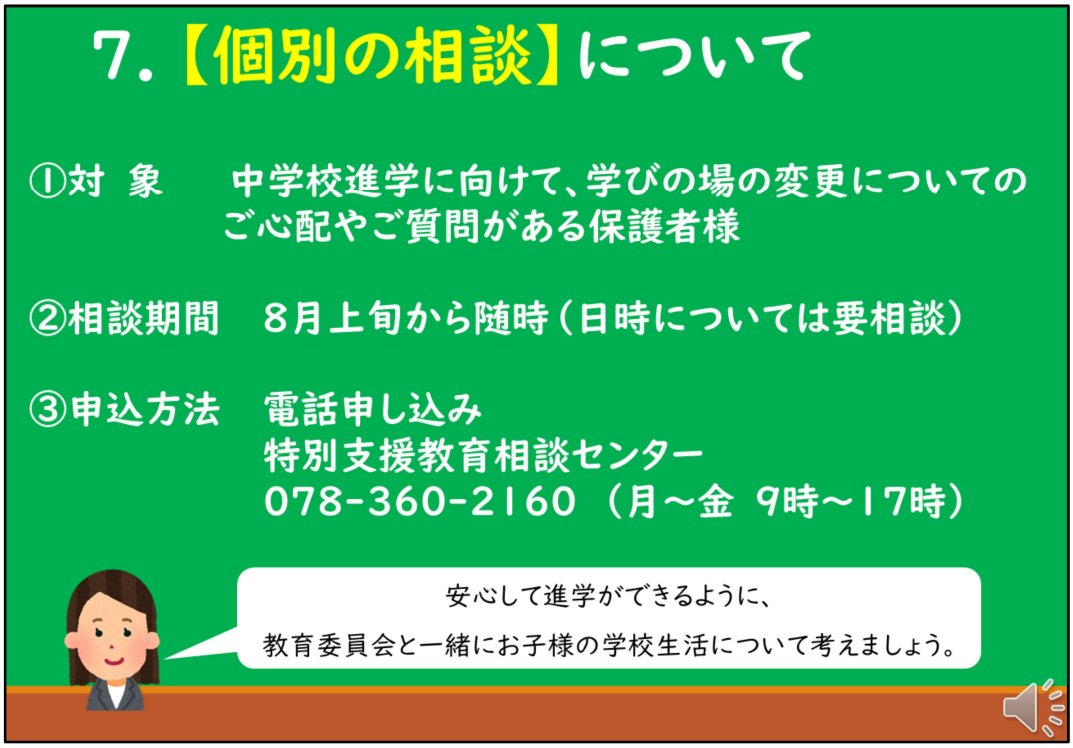

それでは、中学校進学に向けた【個別の相談】についてお伝えします。
対象は、中学校進学に向けて、学びの場の変更についてのご心配なことやご質問がある保護者様です。
進学に向けて、小学4年生5年生ごろからの相談をお勧めします。
相談は、8月上旬から随時行います。

【個別の相談】では、教育委員会事務局の職員と会うことになりますが、この相談で就学先が決まることはありません。
就学先は、あくまでも学校との就学に関する相談を通して決めていくことになります。

お子様の進学について安心して進められるように、教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、説明を終わります。
他の動画もぜひご覧ください。